

開発行為許可等の申請手数料(松本市手数料条例)

(平成21年6月18日改訂)

	内 容	手 数 料 (円)			
		自己の居住用	自己の業務用	非自己用	
1	法第29条第1項又は第2項の規定による開発行為許可申請手数料	開発区域の面積			
		0.1ha未満	8,900	14,000	90,000
		0.1ha以上0.3ha未満	23,000	31,000	140,000
		0.3ha以上0.6ha未満	45,000	68,000	200,000
		0.6ha以上1ha未満	90,000	130,000	270,000
		1ha以上3ha未満	140,000	210,000	410,000
		3ha以上6ha未満	180,000	280,000	530,000
		6ha以上10ha未満	230,000	350,000	690,000
		10ha以上	310,000	500,000	910,000
2	法第35条の2の規定による開発行為変更許可申請手数料((1)~(3)に掲げる額を合算した額、最高910,000円)	(1) 開発行為に関する設計の変更	開発区域の面積に応じ1に規定する額の1/10の額		
		(2) 新たな土地の開発区域への編入	新たに編入される開発区域の面積に応じ1に規定する額		
		(3) (1)及び(2)以外の変更	11,000		
3	法第41条第2項ただし書(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による建築等の許可申請手数料	48,000			
4	法第42条第1項ただし書の規定による予定建築物等以外の建築等の許可申請手数料	27,000			
5	法第43条第1項の規定による開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の許可申請手数料	敷地の面積			
		0.1ha未満	7,300		
		0.1ha以上0.3ha未満	19,000		
		0.3ha以上0.6ha未満	41,000		
		0.6ha以上1ha未満	72,000		
		1ha以上	100,000		
6	法第45条の規定による開発許可を受けた地位の承継の承継申請手数料	(1) 自己の居住用、1ha未満の自己の業務用	1,800		
		(2) 1ha以上の自己の業務用	2,800		
		(3) (1)及び(2)以外	18,000		
7	法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付手数料	用紙一枚につき500			
8	都市計画法施行規則第60条証明申請手数料	1,500			